

周南市ブルーカーボン推進事業 業務委託仕様書

1. 業務名

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託

2. 業務実施の背景

国土交通省では、脱炭素社会の実現に向けて、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、「カーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）」の形成に取り組まれ、徳山下松港でも令和3年2月よりCNP形成に向けた検討が進められている。

また、CNP形成の一環として、CO₂吸収源であるブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討を進められており、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、藻場・干潟等を対象としたカーボン・オフセット制度の検討を行うことが掲げられている。

こうした中、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合（以下「JBE」という。）は、国土交通省と連携して、ブルーカーボン生態系のCO₂吸収量を対象としたカーボン・オフセット制度の試行に取り組まれ、周南市においても、令和3年度以降、山口県漁業協同組合周南統括支店（以下「漁協」という。）、大島干潟を育てる会（以下「育てる会」という。）、令和6年度からは戸田地域干潟保全グループと共同で、保全活動により創出されたCO₂吸収量についてJブルークレジット認証申請を行い、第三者委員会による認証を経て、地元企業をはじめクレジット取引を行っている。

こうした国等の動向や本市の状況を踏まえ、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境と調和のとれた持続可能なブルーエコノミーを推進するため、令和4年度から「周南市ブルーカーボン推進事業」に取り組んでいる。

3. 業務の目的

前項「2. 業務実施の背景」で記載したとおり、令和4年度から開始した本業務は、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、持続可能なブルーエコノミーを推進することを目的としている。

なお、目的を達成するための業務内容については、別項7「業務の内容」に記載する。

4. 適用範囲

本仕様書は、周南市が発注する「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託」に適用するものとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

6. 履行場所

周南市内

7. 業務の内容

本業務は、次に定める内容、並びにこれらに付随する一式を業務内容とする。

(1) 大島干潟を拠点としたブルーカーボン推進【各年度共通】

① 藻場分布調査

大島干潟・戸田地区において、アマモが最盛期を迎える春季、コアマモが最盛期を迎える夏季の年2回、藻場分布調査を実施し、JBEが公表するJブルークレジット認証申請の手引きに基づくCO₂吸収量算定に必要なデータを取得すること。※R7年度春季調査は実施済み

②播種活動

藻場を拡大するために、アマモ等の種子採取や播種などのブルーカーボン生態系を増大する取り組みを行い、併せて、その経過のモニタリングを行い、新たなCO₂吸収量の創出・拡大につなげる。 ※R7年度アマモ種子採取は実施済み

③Jブルークレジット申請支援

(1) ①で取得した各種データを分析し、CO₂吸収量の算定及びCO₂吸収量算定に係る補助資料を作成し、申請内容についてJBE事務局から内容確認があった際は、速やかに対応策を示し、申請手続き完了までの支援を行うこと。なお、申請は各年度第1回目の応募期間で手続きを完了すること。(令和7年度は令和7年10月31日まで。以下(2)③の申請も同じ)

(2)新南陽地区におけるブルーカーボン拡大策の検討

①藻場分布調査【各年度共通】

新南陽地区の福川漁港内において、新たなブルーカーボン創出が見込める候補地選定のための事前現地調査を実施すること。ただし、令和9年度はJブルークレジット認証申請に必要な調査を実施すること。 ※(1)①の仕様で実施すること。

②ブルーカーボン保全活動の支援【各年度共通】

ブルーカーボンの維持・拡大に必要なアマモの種子採取や播種といった保全活動計画を示し、活動団体の育成支援を実施すること。

③Jブルークレジット申請支援【令和9年度】

令和9年度において、(2)①ただし書きで取得した各種データを分析し、CO₂吸収量の算定及びCO₂吸収量算定に係る補助資料を作成し、申請内容についてJBE事務局から内容確認があった際は、速やかに対応策を示し、申請手続き完了までの支援を行うこと。

(3)市内他地域におけるブルーカーボン創出策の検討

①民有護岸でのブルーカーボン創出策の検討【令和7年度】

本市が取り組むブルーカーボン推進事業において、ヒアリング等で協力いただいた護岸を有する企業に対し、護岸を活用したブルーカーボン創出に係る具体策を企画し、次年度での実施に、具体的な手法やスケジュールを示すこと。

②民有護岸でのブルーカーボン創出策の実施【令和8年度】

(3) ①での創出策を実行に移し、その経過についてモニタリングを実施し、創出策の効果を検証すること。

③市内全域でのブルーカーボン創出・拡大方針の決定【令和9年度】

市内全域でブルーカーボンを創出・拡大するためには、藻場等を維持管理する保全活動団体の自主自立的な運営が必要である。Jブルークレジットを活用し、地域活性化につなげている大島干潟での活動を好事例としながら、民有護岸の活用など、様々な主体が市内でブルーカーボンを創出・拡大する為の基本方針を示すこと。

8. 実施上の留意点

- (1)市担当者と綿密な打ち合わせを行いながら事業を進めること。
- (2)本業務協力者等の個人情報の適切な収集及び管理を行うこと。
- (3)本業務遂行の体制は、十分な経験と知識を有した者で構成すること。また、漁協、育てる会、市との綿密な連携が必要であるため、3者との連絡体制の構築や必要な人員配置などを講じること。
- (4)市に対して適宜進捗状況等を報告し、その際には、市側の担当者の指示に従うこと。
- (5)業務実施状況について、適宜、報告書を作成し、市に提出するとともに、委託期間終了後、速やかに業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について実績報告等を市に提出すること。
- (6)受託者が本仕様書の規定に反した場合、業務委託料の一部又は全部を市に返還しなければならない。
- (7)受託者は、本事業に関する関係書類一式を事業終了後10年間保存しなければならない。
- (8)本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により業務を進めるものとする。

9. 成果品 年度毎

- | | | |
|----------------|------------|----|
| (1) 報告書<電子データ> | CD-R等の電子媒体 | 1部 |
| (2) 報告書<紙媒体> | A4カラー | 5部 |